

第7期小樽市障がい福祉計画
第3期小樽市障がい児福祉計画
(素案)

令和6年3月

小 樽 市

「障害」と「障がい」の表記について

「障害」と「障がい」の表記については、さまざまな意見がある中で統一的な決まりがなく、各自治体で扱いはまちまちですが、「害」という漢字には否定的なイメージがあることから、漢字の使用を避け、「障がい」と表記する自治体が増えています。

このことから、本市ではこれまで計画の名称として、

小樽市障害福祉計画、小樽市障害児福祉計画

と表記していましたが、今計画からは、

小樽市障がい福祉計画、小樽市障がい児福祉計画

という表記に改めることとします。

なお、本計画における「障害」と「障がい」の表記については、次のとおり使いわけています。

- (1) 法律や条例等の場合は、そのまま漢字表記を使用します。
- (2) 制度、組織などの固有名詞は、そのまま漢字表記を使用します。
- (3) 上記以外の場合は、ひらがな表記を使用します。

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 1 |
| 3 | 計画が目指す目的 | 2 |
| 4 | 計画の基本的方針 | 2 |
| 5 | 計画の期間 | 4 |
| 6 | 計画の策定に当たって | 5 |

第2章 障がい者の現状及びサービス提供基盤の状況

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 人口の推移 | 7 |
| 2 | 障害者手帳交付者数の推移 | 8 |
| 3 | 主なサービス提供基盤の整備状況 | 11 |

第3章 計画推進の具体的な取組

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 障害福祉サービスの提供体制の確保 | 15 |
| 2 | 相談支援の提供体制の確保 | 16 |
| 3 | 障がい児支援の提供体制の確保 | 16 |

第4章 令和8年度における成果目標の設定

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 18 |
| 2 | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 19 |
| 3 | 地域生活支援拠点等における機能の充実 | 19 |
| 4 | 福祉施設から一般就労への移行 | 20 |
| 5 | 障がい児支援の提供体制の整備 | 22 |
| 6 | 相談支援体制の充実・強化等 | 23 |
| 7 | 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 | 23 |

第5章 障害福祉サービス、計画相談支援等の種類ごとの見込量

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 「訪問系サービス」のサービス見込量 | 24 |
| 2 | 「日中活動系サービス」のサービス見込量 | 25 |
| 3 | 「居住系サービス」のサービス利用見込者数 | 26 |
| 4 | 「相談支援」のサービス利用見込者数 | 27 |
| 5 | 「障害児相談支援」のサービス利用見込者数 | 27 |
| 6 | 「障害児通所支援」のサービス利用見込量 | 28 |

第6章 地域生活支援事業の実施

- 1 実施する事業の内容 29
- 2 各年度におけるサービス量の見込み 32

第7章 その他障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための方策

- 1 権利擁護の推進 35
- 2 コミュニケーション支援の推進 36
- 3 心のバリアフリーの推進 36
- 4 障害福祉人材の確保・育成・定着の取組 36

第8章 計画の推進等

- 1 連携・協力の確保 37
- 2 計画の点検・評価 37
- 3 情報提供 37

第1章 計画策定の趣旨等

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進み、障害福祉サービスへのニーズがますます複雑多様化する中、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会（以下「共生社会」という。）の実現を目指して、様々な制度が創設され、見直されてきました。

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき、これまで第1期から第6期まで、それぞれ3か年の「小樽市障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めてきました。

また、児童福祉法の改正により、平成30年度からは、第1期から第2期まで、障害福祉計画と一体として「小樽市障害児福祉計画」を策定し、障害児通所支援等のサービス提供体制の整備を図ってきたところです。

この計画は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間の終了に伴い、障がいのある人やサービス提供事業者等の現状を的確にとらえ、令和8年度末の成果目標を設定するとともに、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービスの提供体制を計画的に確保することを目指し、策定するものです。

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置付け

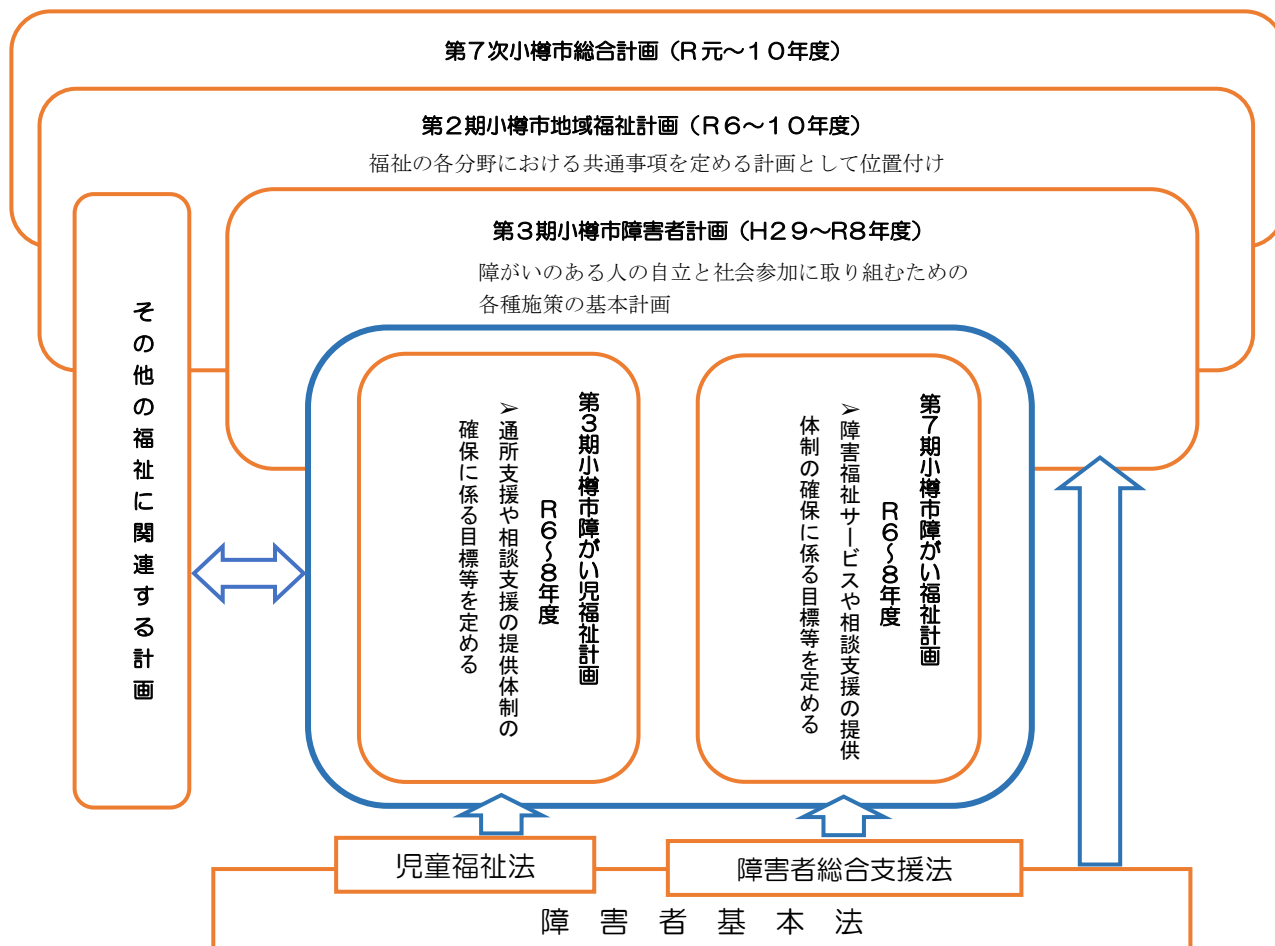
小樽市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」として策定する障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する実施計画です。

また、小樽市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」として策定する障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する実施計画です。

これらの計画は、「第7次小樽市総合計画」、「第2期小樽市地域福祉計画」、「第3期小樽市障害者計画」、その他の福祉に関連する計画と調和を図りながら、障がいのある人が自立した生活を営み、社会参加を実現できるよう、障害福祉サービス等の必要な見込み量とその確保に関する3年間の実施計画と位置付けるものです。

なお、障がい児福祉計画は、障がい者施策との一体的な推進を図るため、障がい福祉計画と一体のものとして策定しています。

<計画の位置付け>



3 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画が目指す目的

障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

4 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本的方針

いずれも前期計画の考え方を踏襲するとともに、第7期障がい福祉計画・第

3期障がい児福祉計画の策定に係る国の基本指針との調和を図りながら本計画を策定し、その施策を推進します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自立と社会参加を実現するため、自ら決定する機会を確保するとともに本人の意思決定を支援し、本人自らの選択と決定が尊重される社会の実現を図ります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等及び障がい児に対し、サービス提供事業所や相談支援事業所との連携により、障がい種別によらない障害福祉サービスの提供、充実に努めます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の地域生活への移行や就労支援などを地域全体で支えるシステムを実現するために、NPO等によるインフォーマルサービスの活用も含めた地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

また、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点等の機能の充実に努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、高齢者施策、子育て支援施策などと連携し、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、第2期小樽市地域福祉計画と連携を図りながら包括的な支援体制の構築に努めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供できる体制の構築が必要です。

さらに、障がいのある子どもが障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加

や包容（インクルージョン）を推進します。

また、人工呼吸器を装着している等医療的ケアを必要とする子どもとその家族が安心して地域で生活できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係者が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

（6） 障害福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組みます。

（7） 障がい者の社会参加を支える取組の定着

障がいのある人が、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会参加の促進に努めます。

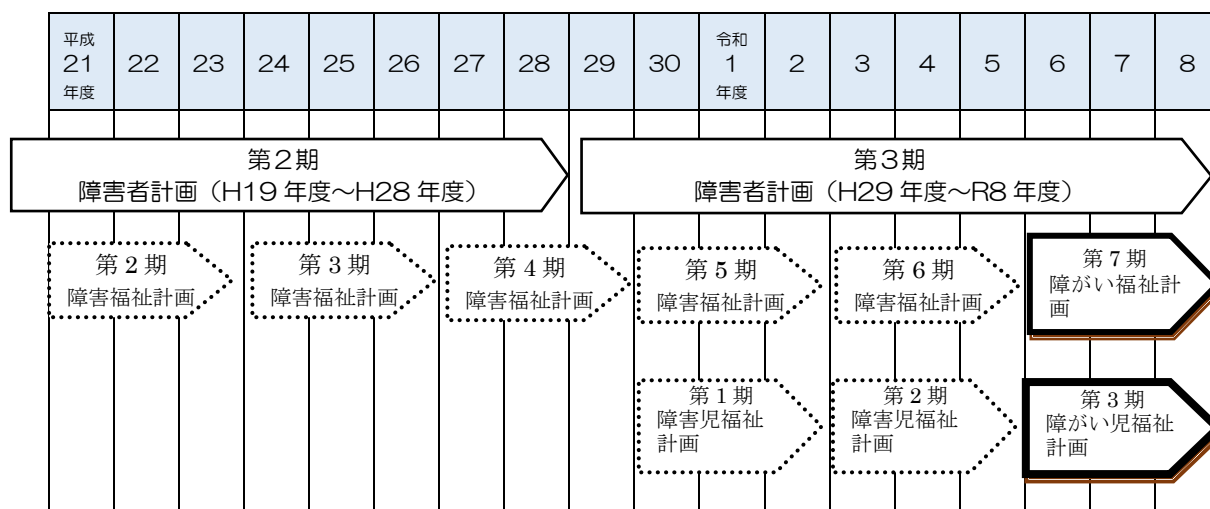
そのため、手話通訳者等の派遣や移動の支援を行うほか、図書館や点字図書館、ボランティア団体等と連携を図りながら視覚障がいのある人等の読書環境の整備を推進します。

さらに、障がいのある人の情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

5 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の期間

第7期小樽市障がい福祉計画は、第6期障害福祉計画で策定した施策や数値目標等の必要な見直しを行い、令和6年度から8年度までの3か年を計画期間とするものです。

また、第3期小樽市障がい児福祉計画も、第7期小樽市障がい福祉計画と併せて、令和6年度から8年度を計画期間とします。



6 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に当たって

(1) 計画の見直し体制

ア 協議会における協議

障害者総合支援法の規定に基づき設置している「小樽市障がい児・者支援協議会」において協議を行いました。

また、この協議会における「地域生活サポート部会」や、「就労支援部会」、「福祉いどばた部会」等において、福祉や介護等関係機関、当事者や家族の方などから幅広い意見を伺いました。

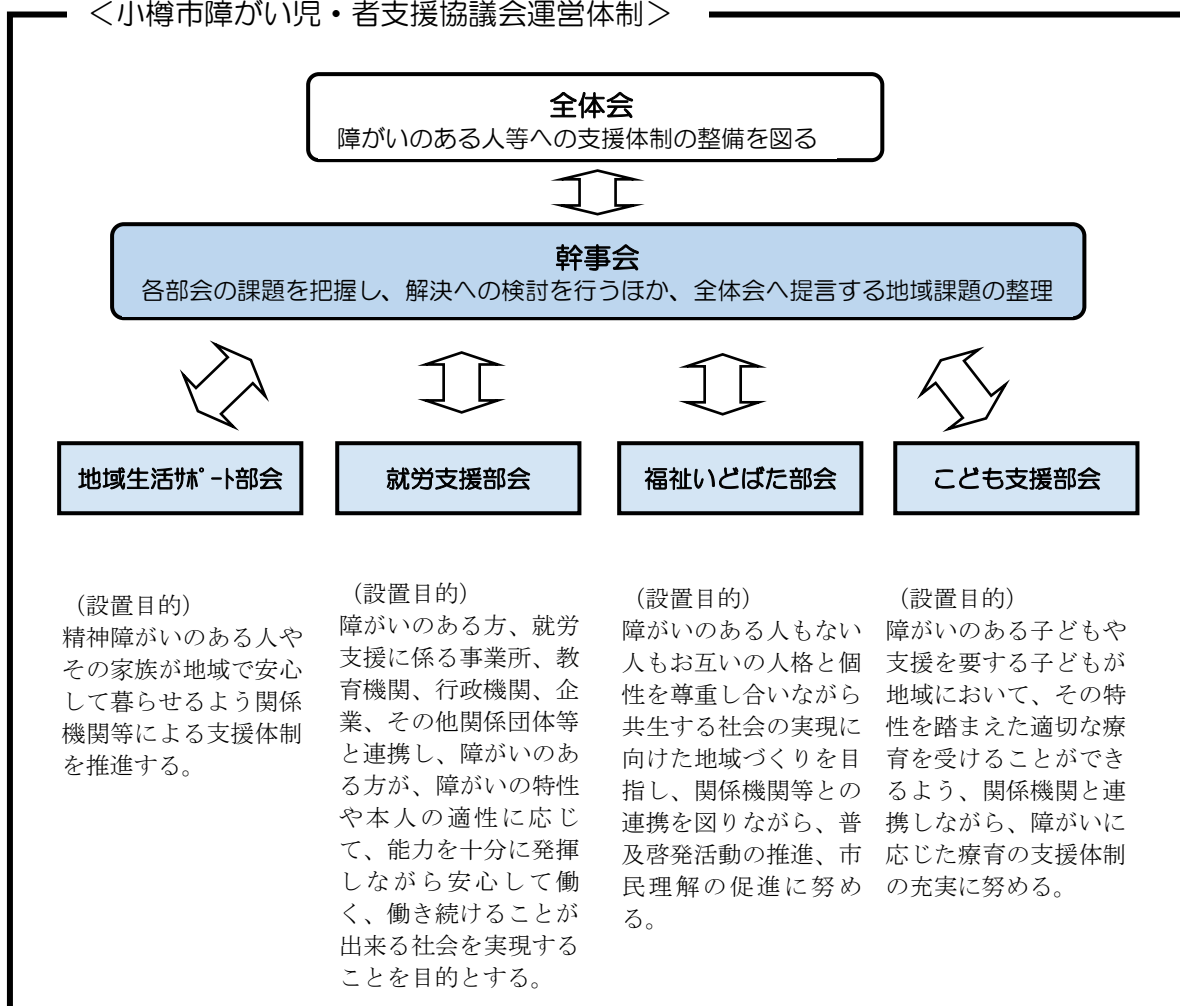
イ 庁内関係部局との連携

市の福祉保険部やこども未来部、保健所、教育委員会等における関係部署との協議・調整を行いました。

〈小樽市障がい児・者支援協議会〉

- 障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、設置している。
- 福祉団体、障がい者関係団体、親の会等の代表者で構成され、小樽市障がい福祉計画に関することは、この協議会で所掌する。

＜小樽市障がい児・者支援協議会運営体制＞



(2) ニーズ等の把握

本計画の数値目標や障害福祉サービス等の必要量を見込むに当たっては、第6期障害福祉計画における計画期間内の利用実態の分析をするとともに、障害福祉サービス事業所の開設状況や、福祉関係者の意見などを踏まえ、ニーズの把握に努めました。

また、広く市民の皆様の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

(3) 北海道との連携

本計画の策定に当たっては、障がい児福祉計画を包含する「第7期北海道障がい福祉計画」に基づく北海道の目指す方向と整合性を図りつつ、本市の実情等を踏まえ作成しました。

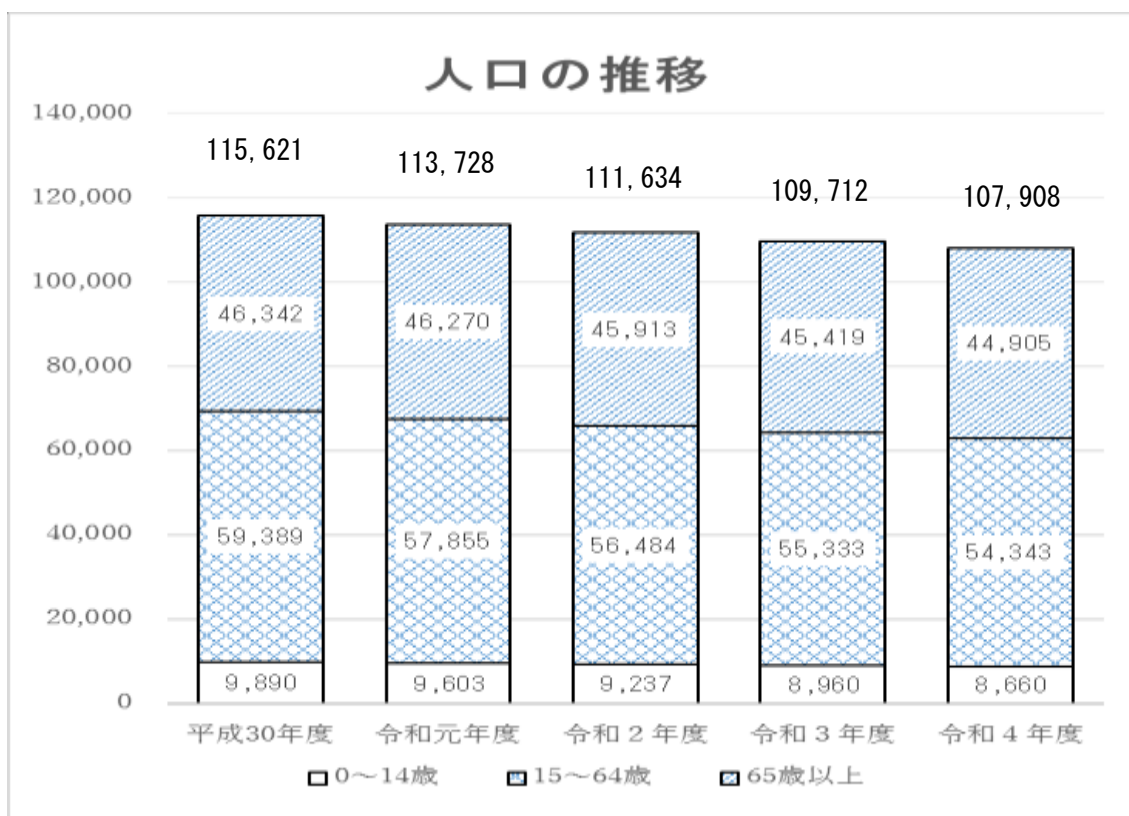
第2章 障がい者の現状及びサービス提供基盤の状況

1 人口の推移

人口の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて、年少人口（0～14歳）は約12.4%、生産年齢人口（15～64歳）は約8.5%、65歳以上の老年人口は約3.1%、それぞれ減少しています。また、総人口に占める65歳以上の割合は、約40.0%から約41.6%へ増加しており、高齢化が進んでいます。

（単位：人 各年度末）

| | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳以上 | 合計 |
|--------|-------|--------|--------|---------|
| 平成30年度 | 9,890 | 59,389 | 46,342 | 115,621 |
| 令和元年度 | 9,603 | 57,855 | 46,270 | 113,728 |
| 令和2年度 | 9,237 | 56,484 | 45,913 | 111,634 |
| 令和3年度 | 8,960 | 55,333 | 45,419 | 109,712 |
| 令和4年度 | 8,660 | 54,343 | 44,905 | 107,908 |



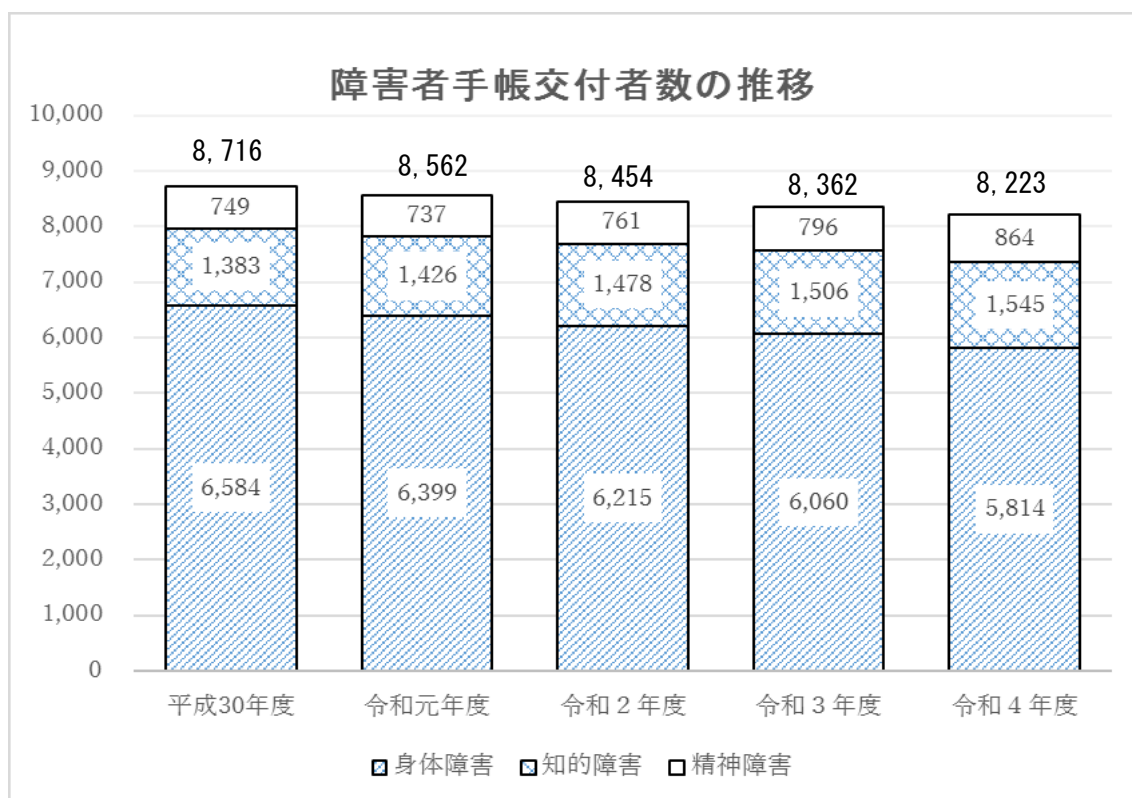
2 障害者手帳交付者数の推移

障害者手帳交付者数の総人口に占める割合は、ほぼ横ばいとなっています。
 身体障害者手帳の交付者は減少していますが、知的障がい及び精神障がいに係る交付者は増加の傾向にあります。

(単位：人 各年度末)

| | 身体障がい者 (身体障害者手帳) | 知的障がい者 (療育手帳) | 精神障がい者 (精神障害者 保健福祉手帳) | 計 | 総人口 | 総人口に 占める割合 |
|--------|---------------------|------------------|-----------------------------|-------|---------|---------------|
| 平成30年度 | 6,584 (75.5%) | 1,383 (15.9%) | 749 (8.6%) | 8,716 | 115,621 | 7.5% |
| 令和元年度 | 6,399 (74.7%) | 1,426 (16.7%) | 737 (8.6%) | 8,562 | 113,728 | 7.5% |
| 令和2年度 | 6,215 (73.5%) | 1,478 (17.5%) | 761 (9.0%) | 8,454 | 111,634 | 7.6% |
| 令和3年度 | 6,060 (72.5%) | 1,506 (18.0%) | 796 (9.5%) | 8,362 | 109,712 | 7.6% |
| 令和4年度 | 5,814 (70.7%) | 1,545 (18.8%) | 864 (10.5%) | 8,223 | 107,908 | 7.6% |

※ 括弧内の数値は、各年度の全交付者に占める障がいごとの交付者の割合を示す。



(1) 身体障がい者（児）の状況

① 身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳交付者は減少していますが、そのうち65歳以上の方が占める割合は増加傾向にあります。

また、障がい種類別に交付者の割合の推移をみると、肢体不自由・視覚障がいは減少していますが、内部障がいは増加、そのほかの障がいはほぼ横ばいとなっています。

ア 障がい程度等級別

(単位:人 各年度末)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 | 65歳以上の件数(割合) |
|--------|------------------|----------------|------------------|------------------|---------------|---------------|-------|------------------|
| 平成30年度 | 2,133 (32.4%) | 942 (14.3%) | 1,098 (16.7%) | 1,680 (25.5%) | 380 (5.8%) | 351 (5.3%) | 6,584 | 5,316 (80.7%) |
| 令和元年度 | 2,078 (32.5%) | 892 (13.9%) | 1,052 (16.4%) | 1,652 (25.8%) | 381 (6.0%) | 344 (5.4%) | 6,399 | 5,183 (81.0%) |
| 令和2年度 | 2,034 (32.7%) | 858 (13.8%) | 1,025 (16.5%) | 1,595 (25.7%) | 378 (6.1%) | 325 (5.2%) | 6,215 | 5,075 (81.7%) |
| 令和3年度 | 2,061 (34.0%) | 807 (13.3%) | 972 (16.0%) | 1,548 (25.5%) | 367 (6.1%) | 305 (5.0%) | 6,060 | 4,934 (81.4%) |
| 令和4年度 | 1,969 (33.9%) | 762 (13.1%) | 941 (16.2%) | 1,484 (25.5%) | 353 (6.1%) | 305 (5.2%) | 5,814 | 4,747 (81.6%) |

※括弧内の数値は、各年度の全交付者に占める障がいごとの交付者の割合を示す。

イ 障がい種類別

(単位:人 各年度末)

| | 肢体不自由 | 聴覚障がい | 内部障がい | 視覚障がい | 言語障がい | 計 |
|--------|------------------|---------------|------------------|---------------|--------------|-------|
| 平成30年度 | 3,411 (51.8%) | 611 (9.3%) | 2,165 (32.9%) | 347 (5.3%) | 50 (0.8%) | 6,584 |
| 令和元年度 | 3,272 (51.1%) | 599 (9.4%) | 2,150 (33.6%) | 329 (5.1%) | 49 (0.8%) | 6,399 |
| 令和2年度 | 3,145 (50.6%) | 582 (9.4%) | 2,121 (34.1%) | 316 (5.1%) | 51 (0.8%) | 6,215 |
| 令和3年度 | 3,010 (49.7%) | 554 (9.1%) | 2,141 (35.3%) | 302 (5.0%) | 53 (0.9%) | 6,060 |
| 令和4年度 | 2,838 (48.8%) | 538 (9.3%) | 2,092 (36.0%) | 297 (5.1%) | 49 (0.8%) | 5,814 |

※括弧内の数値は、各年度の全交付者に占める障がいごとの交付者の割合を示す。

(2) 知的障がい者（児）の状況

療育手帳交付者は、年々増加しています。

また、等級判定別にみると、A判定を受けた方はほぼ横ばいで推移しているものの、B判定を受けた方が増加しています。

① 療育手帳交付者数の推移

(単位：人 各年度末)

| | 療育手帳A | | | 療育手帳B | | | 合計 |
|--------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|
| | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 | |
| 平成30年度 | 39 | 432 | 471 | 226 | 686 | 912 | 1,383 |
| 令和元年度 | 33 | 438 | 471 | 239 | 716 | 955 | 1,426 |
| 令和2年度 | 28 | 444 | 472 | 251 | 755 | 1,006 | 1,478 |
| 令和3年度 | 31 | 441 | 472 | 241 | 793 | 1,034 | 1,506 |
| 令和4年度 | 32 | 443 | 475 | 243 | 827 | 1,070 | 1,545 |

A判定：重度・最重度 B判定：軽度・中度

(3) 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者は、増加傾向にあります。いずれの年度も2級判定を受けた方が約6割を占めており、3級判定を受けた方の割合は増加傾向にあります。

① 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

(単位：人 各年度末)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
|--------|---------------|----------------|----------------|-----|
| 平成30年度 | 80 (10.7%) | 452 (60.3%) | 217 (29.0%) | 749 |
| 令和元年度 | 69 (9.4%) | 431 (58.5%) | 237 (32.1%) | 737 |
| 令和2年度 | 65 (8.5%) | 450 (59.1%) | 246 (32.3%) | 761 |
| 令和3年度 | 62 (7.8%) | 470 (59.0%) | 264 (33.2%) | 796 |
| 令和4年度 | 55 (6.4%) | 516 (59.7%) | 293 (33.9%) | 864 |

※括弧内の数値は、各年度の全交付者に占める障がいごとの交付者の割合を示す。

3 主なサービス提供基盤の整備状況

障害福祉サービスは、障がいのある人の在宅生活及び施設生活を支援するために提供されるサービスで、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に分かれます。また、障がいのある子ども及び支援が必要な子どもに対し、「障害児通所支援」サービスがあります。

小樽市内には様々なサービスを提供する事業所があり、日中活動及び社会参加活動の場として重要な役割を果たしています。

(1) 訪問系サービス

主に在宅で受けるサービスです。

介護人材不足のため、事業所数は減少傾向にあります。

| サービス名 | 事業内容 | 事業所数 | | |
|------------|--|-------|------|---------------|
| | | H30.3 | R3.3 | R6.3 (見込み) |
| 居宅介護 | 居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行う。 | 17 | 17 | 13 |
| 重度訪問介護 | 重度の障がいにより常時介護を要する者に、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に支援する。 | 16 | 14 | 11 |
| 行動援護 | 知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護など必要な援護を行う。 | 2 | 2 | 2 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者に、移動時及び外出先において視覚的情報の支援や必要な移動の援護等を行う。 | 9 | 8 | 7 |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護を要する障がい者で、意思疎通を営むことに著しい障がいがある者のうち、寝たきり状態にある者、知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者に、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練などを包括的に支援する。 | 0 | 0 | 0 |

| サービス名 | 事業内容 | 事業所数 | | |
|----------------------|--|-------|------|---------------|
| | | H30.3 | R3.3 | R6.3 (見込み) |
| 自立生活援助 (平成30年度創設) | 居宅における自立した日常生活を営む上でのさまざまな問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がいのある人の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。 | — | 1 | 0 |

(2) 日中活動系サービス

事業所へ通所して受けるサービスです。

短期入所を行う事業所が増加したほか、就労継続支援を提供する事業所が、A型事業所、B型事業所いずれも増加しています。

それ以外のサービスを提供する事業所は、ほぼ横ばいで推移しています。

| サービス名 | 事業内容 | 事業所数 | | |
|----------|--|-------|------|---------------|
| | | H30.3 | R3.3 | R6.3 (見込み) |
| 生活介護 | 常時介護等が必要な者に、障害者支援施設等において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能、生活能力向上のために必要な援助を行う。 | 16 | 15 | 16 |
| 自立訓練(機能) | 身体障がい者に、障害福祉サービス事業所等にて理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活相談その他必要な支援を行う。 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練(生活) | 知的又は精神障がい者に、障害福祉サービス事業所等にて入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むのに必要な訓練その他必要な支援を行う。 | 1 | 3 | 2 |
| 就労移行支援 | 就労を希望し雇用されることが可能と見込まれる障がい者に、一定期間、生産活動、職場体験などの活動を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。 | 5 | 3 | 4 |

| サービス名 | 事業内容 | 事業所数 | | |
|----------------------|---|-------|------|---------------|
| | | H30.3 | R3.3 | R6.3 (見込み) |
| 就労継続支援 A型 | 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。 | 2 | 1 | 5 |
| 就労継続支援 B型 | 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、通常の事業所に雇用されることが困難な者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。 | 19 | 20 | 25 |
| 就労定着支援 (平成30年度創設) | 就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上でのさまざまな問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。 | — | 2 | 3 |
| 短期入所 | 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。 | 6 | 7 | 10 |
| 療養介護 | 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などを要する障がい者であって常時介護を要する者につき、主として昼間に、病院において支援を行う。 | 2 | 2 | 2 |

(3) 居住系サービス

入所施設等で夜間に住まいの場として受けるサービスです。

入所施設数は変更ありませんが、共同生活援助（グループホーム）が増加しています。

| サービス名 | 事業内容 | 事業所数 | | |
|---------------------|---|-------|------|---------------|
| | | H30.3 | R3.3 | R6.3 (見込み) |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がい者に、夜間に、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を行う。 | 5 | 5 | 5 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 共同生活援助は、夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活に関する相談その他の必要な日常生活上の支援を行う。 ※ グループホームについては、建物の棟数で集計している。 | 69 | 70 | 87 |

(4) 障害児通所支援

障がいのある子ども、支援を必要とする子どもが通所して、又は当該子どもの居宅を訪問して療育や訓練を受けることができるサービスです。

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を行う事業所が、それぞれ増加しています。

| サービス名 | 事業内容 | 事業所数 | | |
|---------------------------|--|-------|------|---------------|
| | | H30.3 | R3.3 | R6.3 (見込み) |
| 児童発達支援 | 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。 | 14 | 16 | 19 |
| 放課後等デイサービス | 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。 | 13 | 15 | 20 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。 | 3 | 7 | 8 |
| 居宅訪問型児童発達支援 (平成30年度創設) | 重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 | — | 1 | 1 |

第3章 計画推進の具体的な取組

第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の推進に当たり、次に掲げる施策等に取り組めます。

1 障害福祉サービスの提供体制の確保

(1) 訪問系サービスの推進

障がいのある人が在宅で、障がい種別にかかわらず、必要なサービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）を受けながら、自立した生活を送ることができるよう、サービス提供事業者や相談支援事業所と連携を図りながら、訪問系サービスの充実に努めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人の日中活動の場や社会参加活動の場、さらには地域生活や就労に向けた訓練の場として、希望するサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護等）や、介護者が病気するときなどに利用できる短期入所や日中一時支援を提供できるよう、サービス提供事業者との連携による日中活動系サービスの充実に努めます。

(3) 地域生活への移行の環境整備

障がいのある人が、地域において自立した生活を送ることができる居住の場として、共同生活援助（グループホーム）が重要な役割を果たしています。このため、社会福祉法人やNPO法人等による、障がいの重い方にも対応したグループホームの整備を推進します。

(4) 地域生活への移行・定着

施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な訪問や随時の対応により、適切な支援を行うことができるよう、関係する事業者等との連携による支援体制づくりを行います。

(5) 地域生活支援の拠点等の整備と機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、障がいのある人やその家族の緊急事態にも対応できるよう地域生活支援拠点等の整備

とその機能の充実に努めます。

(6) 就労定着に向けた支援の推進

障がいのある人が就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した場合で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じたときに、就労定着支援事業者と障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握し、課題の解決に向けて必要な支援を行うことで、職場定着を図れるよう体制づくりを行います。

(7) 情報の取得・利用、意思疎通の円滑化

障がいのある人が、障がいの種類や程度に応じた手段を選択し、障がいの有無にかかわらず、同一内容の情報を同一時点において取得できるよう、障がい特性に配慮した意思疎通支援や障がい当事者によるICTの活用、音声コードの普及・活用、点訳・録音図書の出借等による読書バリアフリーの推進に努めます。

2 相談支援の提供体制の確保

(1) 相談支援体制の構築

地域における相談支援の中核機関である「基幹相談支援センター」業務を担う小樽市と、委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所等が緊密に連携しながら、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がいのある人が、障害者支援施設や病院等から地域での生活へ移行する際に、相談支援事業所が中心となり、関係機関と連携しながら支援する体制を確保します。

また、地域生活へ移行した障がいのある人が、地域に定着して安心して暮らすことができるよう、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う体制の充実に努めます。

3 障がい児支援の提供体制の確保

(1) 相談支援体制の確立

小樽市こども発達支援センター及び「児童発達支援センター」である小樽市さくら学園を中心に、障害児相談支援事業所、委託相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所などと連携しながら、障がいのある子どもとその保護者が地域で安心して

生活できるよう、相談支援体制の充実に努めます。

また、妊娠期から子育て期のあらゆる相談に応じる「小樽市子育て世代包括支援センター」をはじめ、子育てに関する各種相談窓口や発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けたペアレントメンターによる活動などとの連携を図り、家族支援体制の整備に努めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築

障がいのある子どもや支援を要する子ども、又はその保護者についての正しい知識や理解と合理的配慮が適切になされ、子どもの成長段階や障がいの特性に応じた支援の充実が図られるよう、保健所、保育所や認定こども園、幼稚園・学校等の教育機関、医療機関、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所などやそれらに従事する職員等との一層の連携強化に努めます。

また、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図る体制の構築に努めます。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、関係部局と連携を図りながら把握に努めるほか、保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援体制の充実に努めます。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもが、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、定期的に現状やニーズを把握するとともに、保健所、医療機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場である「小樽市医療的ケア児及びその家族に対する支援検討会議」を活用しながら、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の充実に努めます。

また、重度の障がいがあるため、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出をすることが困難な障がいのある子どもに対し、居家で発達支援のサービスを提供できるよう、ニーズの把握や関係機関との連携に努めます。

第4章 令和8年度における成果目標の設定

成果目標の設定については、国の基本指針及び北海道の障がい者基本計画・障がい福祉計画についての基本的な考え方を踏まえるとともに、第6期障害福祉計画の実績や本市の実情を勘案し、令和8年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に定める目標値

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末施設入所者数から5%以上削減

[6期計画の目標と進捗状況]

| 項目 | 令和5年度末(令和6年3月)の目標 | 令和4年度末(令和5年3月)の実績 | 進捗率 |
|------------|-------------------|-------------------|-----|
| 地域生活移行者数 | 9人 | 0人 | 0% |
| 施設入所者減少見込数 | 5人減少 | 3人増加 | — |

令和元年度末における、本市が支給決定を行い、市内や道内各地の福祉施設に入所している障がい者数（施設入所者数）266人に対し、地域生活移行者数の目標は9人としていましたが、令和4年度末の実績は0人となっています。

また、令和4年度末時点の施設入所者は269人となり、令和元年度末と比較して3名の増加となっています。

いずれも、施設入所者の高齢化や障がい程度の重度化が進んでいることから、第6期障害福祉計画の目標達成は困難な状況です。

[地域生活への移行目標（令和8年度末）]

| 項目 | 国の目標値 | | 本市の目標値と考え方 |
|------------|-------|-----------------|--------------|
| | 数値 | 考え方 | |
| 地域生活移行者数 | 16人 | 上記施設入所者数の6%以上 | 9人(3.3%以上)※ |
| 施設入所者減少見込数 | 14人 | 上記施設入所者数の5%以上削減 | 5人(1.6%以上削減) |

今後も施設入所者の高齢化・障がいの重度化が進み、地域移行が伸び悩むと考えられることから、国の考え方に基づいて算出される目標値と実績値との乖離が大きくなることが想定されます。このため、第7期計画では、本市の現状に鑑み、第6期計画と同一の数値目標を設定します。

また、今後の地域移行を進めるためには、障がいの重い方を受け入れるグループホームの整備を推進するとともに、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の充実に継続していく必要があります。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院をしている精神障がい者の地域移行を進めるに当たっては、医療機関や地域の相談支援事業者による努力だけではなく、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

本市において、精神障がい者の地域移行を進めるための成果目標を設定するに当たっては、本市の第6期障害福祉計画の成果目標となっていた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について達成できていませんので、これを引き続き第7期計画の成果目標とし、後志圏域地域生活移行支援協議会等の意見も参考にしながら、取組を進めます。

3 地域生活支援拠点等における機能の充実

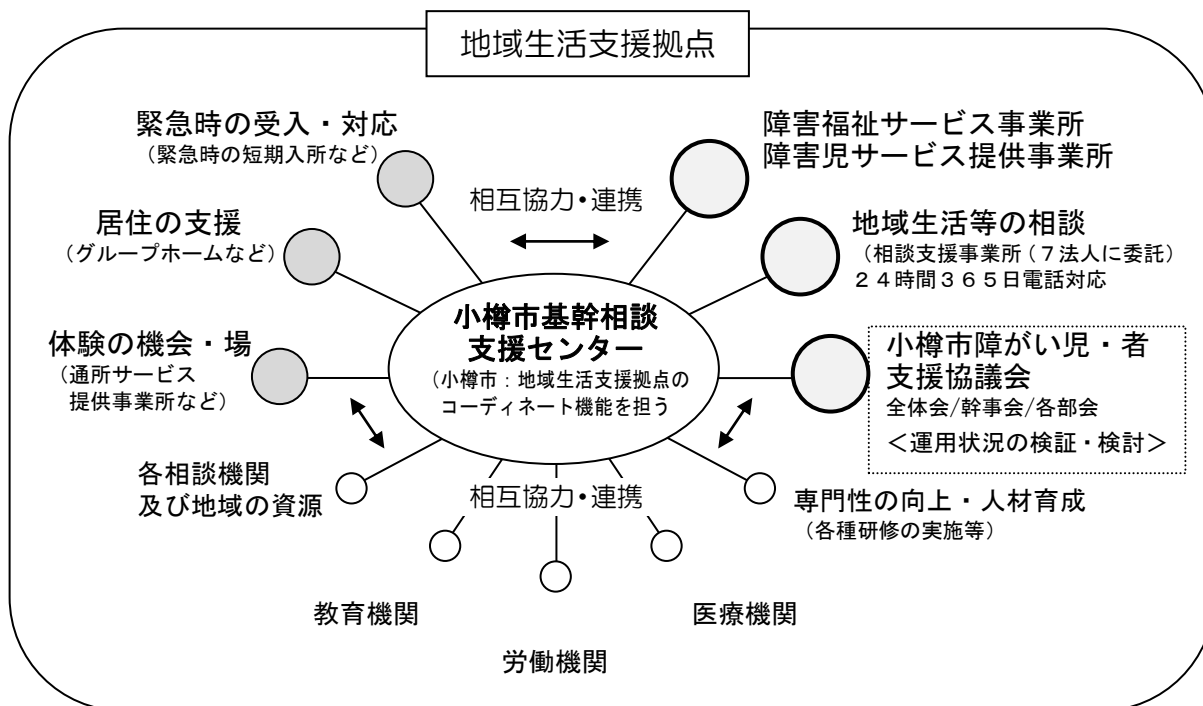
国の基本指針に定める目標

令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同整備を含む。）において整備するとともに、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

「地域生活支援拠点」は、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、強度行動障害を有する障がい者等にも対応できる専門性を有し、障がいのある人やその家族の緊急事態に対応するなど、障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできるための体制として、各自治体の実情に応じた創意工夫により整備するものです。

| 項目 | 数 値 | 備 考 |
|-------------|------|--|
| 地域生活支援拠点の整備 | 面的整備 | 地域の様々な機関がその機能を分担し、市がその役割をコーディネートする。 |
| 運用状況の検証及び検討 | 1回 | 体制や機能が実情に適しているかなど、自立支援協議会等を活用し、検証及び検討する。 |

本市では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「地域生活支援拠点等」として令和3年度に面的整備を行っています。また、その機能の充実を図るため、「小樽市障がい児・者支援協議会」において、年1回以上運用状況を検証及び検討します。



4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に定める目標値

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
利用者の一般就労移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上に
- それぞれ令和3年度の移行実績に対し、
就労移行支援事業：1.31倍以上、就労継続支援A型事業：1.29倍以上、
就労継続支援B型事業：1.28倍以上に
- 就労定着支援事業利用者数：令和3年度の1.41倍以上に
- 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：全体の2割5分以上に

[6期計画の目標と達成状況]

| 項目 | 令和5年度目標 | 令和4年度実績 | 未達成割合 |
|-----------------------|---------|---------|-------|
| 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 | 17人 | 10人 | 0.41 |
| 就労移行支援事業の一般就労移行者数 | 7人 | 2人 | 0.71 |
| 就労継続支援A型事業の一般就労移行者数 | 1人 | 5人 | — |
| 就労継続支援B型事業の一般就労移行者数 | 10人 | 3人 | 0.70 |

第6期障害福祉計画の目標は、就労継続支援A型事業の一般就労移行者数を除き、達成が困難な状況です。

[第7期障がい福祉計画における福祉施設から一般就労への移行目標]

第7期障がい福祉計画では、国の指針に基づき目標値を設定し、今後も本人の意向を踏まえつつ、就労移行支援事業所や、ハローワーク、小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろば、民間企業等と連携を一層強化し、就労に関する情報共有を進めるとともに、障がいのある人の就労についての理解や配慮の促進に努め、個々の適性に応じた一般就労への移行を支援します。

また、障がいのある人が一般就労した場合に、「就労定着支援」サービスを活用し不安や心配事を軽減しながら、職場に定着できるよう支援します。

1 一般就労移行者数

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 令和3年度の一般就労移行者数 | 14人 | 就労移行支援事業等を通じ、一般就労した者の数 |
| 目標値：令和8年度の一般就労移行者数 | 24人 | 令和3年度一般就労移行実績の1.69※(1.28+0.41)倍以上 |

2 就労移行支援事業の一般就労への移行

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 令和3年度の移行実績 | 8人 | |
| 目標値：令和8年度の一般就労移行者数 | 17人 | 令和3年度一般就労移行実績の2.02※(1.31+0.71)倍以上 |

3 就労継続支援A型事業の一般就労への移行

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--------------------|----|----------------------------------|
| 令和3年度の移行実績 | 0人 | |
| 目標値：令和8年度の一般就労移行者数 | 1人 | 令和3年度一般就労移行実績の概ね1.29※(1.29+0)倍以上 |

4 就労継続支援B型事業の一般就労への移行

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--------------------|-----|-------------------------------------|
| 令和3年度の移行実績 | 6人 | |
| 目標値：令和8年度の一般就労移行者数 | 12人 | 令和3年度一般就労移行実績の概ね1.98※(1.28+0.70)倍以上 |

※国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画で定めた令和5年度末の目標値に対する未達成割合を、令和8年度末におけるそれぞれの目標値に加えた値。

5 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針に定める目標値

- 児童発達支援センターを市町村に少なくとも1ヶ所以上設置
- 全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容「(インクルージョン)」を推進する体制を構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

- 本市では、小樽市こども発達支援センター及び「児童発達支援センター」である小樽市さくら学園が、障がいのある子どもへの支援体制の中核的な役割を果たしており、今期においても専門的な相談や、療育支援を行いながら、障がいのある子どもとその家族等に対する支援を継続します。
- 小樽市こども発達支援センター、小樽市さくら学園及び地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)が促進されるよう、適切な支援を行います。
- 重症心身障がいのある子どもへの支援については、主に重い障がいのある子どもに対応する障害児通所支援事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)が市内に1か所確保されており、今期においても保護者や相談支援事業所等との連携を継続します。
- 医療的ケアを必要とする子どもとその家族が、適切な支援を受け安心して地域生活を送ることができるよう、令和3年度から「小樽市医療的ケア児及びその家族に対する支援検討会議」を設置しており、今期においても定期的な協議を継続します。
また、小樽市福祉保険部福祉総合相談室や地域の相談支援事業所に、医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されており、医療的ケア児の支援に向けて関係機関との調整を行います。

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に定める目標

令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

障がいの種別や多様化するニーズに応じた総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくため、相談支援事業所、関係機関、関係部署等が連携を強化するとともに、基幹相談支援センターによる研修の実施などにより、人材育成の支援に取り組みます。

| 項目 | 目標値 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|--------------|---------------------------------|------|------|------|
| 地域の相談支援体制の強化 | 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 1件 | 1件 | 1件 |
| | 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 1件 | 1件 | 1件 |
| | 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針に定める目標

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所が参入している中で、本市の職員や事業者が障害者総合支援法の具体的な内容を理解し、利用者が真に必要なサービス等の提供を行うことができるよう、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修や専門知識の向上のための研修への積極的な参加を図ります。

また、毎月の国保連審査結果の確認と修正作業を継続するとともに、報酬改定や誤りやすいケース等について周知し、請求の過誤をなくすための取組と適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

| 項目 | | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|----------------------------|------|------|------|------|
| 北海道が実施する研修への市職員の参加 | | 4人 | 4人 | 4人 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 実施回数 | 12回 | 12回 | 12回 |

第5章 障害福祉サービス、計画相談支援等の種類ごとの見込量

第6期計画の各年度の利用実績及び令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

1 「訪問系サービス」のサービス見込量

障がいのある人が地域で安心した生活をするために、居宅介護（ホームヘルプ）や外出を支援する同行援護、行動援護などの訪問系サービスは重要な役割を担っています。

前期計画期間中は、居宅介護サービスにおいて、実績が計画を上回っていますが、その他のサービスについては実績が計画を下回っていることから、第7期計画期間においては前期での実績等を勘案し、見込量を設定します。

（数値は各年度3月）

| サービス種別 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 (見込み) | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|------------|----------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 居宅介護 | 第6期見込時間数 | 1,635 | 1,635 | 1,635 | - | - | - |
| | 第6期利用時間数 | 1,933 | 2,138 | 2,115 | - | - | - |
| | 第7期見込時間数 | - | - | - | 2,162 | 2,210 | 2,259 |
| | (利用者数) | (164) | (189) | (187) | (191) | (195) | (199) |
| 重度訪問介護 | 第6期見込時間数 | 12 | 12 | 12 | - | - | - |
| | 第6期利用時間数 | 0 | 0 | 11 | - | - | - |
| | 第7期見込時間数 | - | - | - | 11 | 11 | 11 |
| | (利用者数) | (0) | (0) | (4) | (4) | (4) | (4) |
| 行動援護 | 第6期見込時間数 | 44 | 44 | 44 | - | - | - |
| | 第6期利用時間数 | 23 | 31 | 40 | - | - | - |
| | 第7期見込時間数 | - | - | - | 41 | 42 | 43 |
| | (利用者数) | (4) | (4) | (5) | (5) | (5) | (5) |
| 同行援護 | 第6期見込時間数 | 263 | 263 | 263 | - | - | - |
| | 第6期利用時間数 | 204 | 157 | 151 | - | - | - |
| | 第7期見込時間数 | - | - | - | 154 | 157 | 160 |
| | (利用者数) | (27) | (29) | (28) | (28) | (28) | (28) |
| 重度障害者等包括支援 | 第6期見込時間数 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| | 第6期利用時間数 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| | 第7期見込時間数 | - | - | - | 0 | 0 | 0 |
| | (利用者数) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |

| サービス種別 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 (見込み) | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|------------|-------------|------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 自立生活 援助 | 第6期見込者数 | 2 | 3 | 4 | - | - | - |
| | 第6期利用者数 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| | (再掲:精神障がい者) | (0) | (0) | (0) | - | - | - |
| | 第7期見込者数 | - | - | - | 0 | 0 | 0 |
| | (再掲:精神障がい者) | - | - | - | (0) | (0) | (0) |

2 「日中活動系サービス」のサービス見込量

障がい者の日中活動の場として、希望や目的に応じたサービスが提供されています。

前期計画期間は、就労継続支援A型及びB型サービスにおいて、実績が計画を上回っていますが、その他のサービスについては実績が計画を下回っていることから、第7期計画期間においては前期での実績等を勘案し、見込量を設定します。

(数値は各年度3月)

| サービス種別 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 (見込み) | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|----------------|---------|--------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 生活介護 | 第6期見込日数 | 10,121 | 10,202 | 10,303 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 9,826 | 9,873 | 9,723 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 | - | - | - | 9,600 | 9,478 | 9,358 |
| | (利用者数) | (490) | (478) | (471) | (465) | (459) | (453) |
| 自立訓練 (機能訓練) | 第6期見込日数 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 | - | - | - | 0 | 0 | 0 |
| | (利用者数) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| 自立訓練 (生活訓練) | 第6期見込日数 | 202 | 222 | 242 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 160 | 133 | 112 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 | - | - | - | 102 | 102 | 102 |
| | (利用者数) | (9) | (7) | (6) | (5) | (5) | (5) |
| 宿泊型自 立訓練 | 第6期見込日数 | 298 | 325 | 351 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 203 | 194 | 146 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 | - | - | - | 127 | 127 | 127 |
| | (利用者数) | (7) | (7) | (5) | (4) | (4) | (4) |

| サービス種別 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 (見込み) | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|------------------|---------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 就労移行 支援 | 第6期見込日数 | 815 | 873 | 931 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 351 | 336 | 333 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 | - | - | - | 271 | 280 | 290 |
| | (利用者数) | (22) | (18) | (18) | (15) | (16) | (17) |
| 就労継続 支援 A型 | 第6期見込日数 | 906 | 969 | 1,031 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 1,419 | 1,594 | 1,684 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 | - | - | - | 1,779 | 1,879 | 1,985 |
| | (利用者数) | (69) | (77) | (81) | (86) | (91) | (96) |
| 就労継続 支援 B型 | 第6期見込日数 | 7,982 | 8,349 | 8,716 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 8,578 | 9,094 | 9,344 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 | - | - | - | 9,936 | 10,566 | 11,236 |
| | (利用者数) | (487) | (497) | (511) | (543) | (577) | (614) |
| 就労定着 支援 | 第6期見込者数 | 23 | 25 | 27 | - | - | - |
| | 第6期利用者数 | 19 | 10 | 7 | - | - | - |
| | 第7期見込者数 | - | - | - | 5 | 6 | 7 |
| 短期入所 | 第6期見込日数 | 121 | 146 | 170 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 77 | 126 | 196 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 | - | - | - | 205 | 214 | 224 |
| | (利用者数) | (10) | (16) | (25) | (26) | (27) | (28) |
| 療養介護 | 第6期見込者数 | 31 | 31 | 31 | - | - | - |
| | 第6期利用者数 | 31 | 32 | 34 | - | - | - |
| | 第7期見込者数 | - | - | - | 35 | 36 | 37 |

3 「居住系サービス」のサービス利用見込者数

グループホーム利用者は、親元から離れてグループホームでの生活を希望する方、長期入院や施設入所から地域での生活へ移行することを希望する方が今後も増えるものと予想され、グループホームの施設数が増加していることと相まって、利用者の増加を見込みます。

施設入所者は、高齢化や障がいの重度化などにより、地域移行を促進することに難しい課題もありますが、令和8年度末の施設入所者数を264人と見込みます。

(数値は各年度3月)

| サービス種別 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 (見込み) | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|---------------------|-------------|------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 第6期見込者数 | 295 | 305 | 315 | - | - | - |
| | 第6期利用者数 | 296 | 309 | 336 | - | - | - |
| | (再掲:精神障がい者) | (85) | (93) | (101) | - | - | - |
| | 第7期見込者数 | - | - | - | 363 | 392 | 424 |
| | (再掲:精神障がい者) | - | - | - | (109) | (118) | (128) |
| 施設入所支援 | 第6期見込者数 | 266 | 264 | 261 | - | - | - |
| | 第6期利用者数 | 272 | 265 | 265 | - | - | - |
| | 第7期見込者数 | - | - | - | 265 | 264 | 264 |

4 「相談支援」のサービス利用見込者数

本市では、障害福祉サービスを利用する全ての方に、サービス等利用計画が作成されています。

第7期計画期間も引き続き、サービス等利用計画に基づき、相談支援事業所との連携による適切なサービス利用を支援することで、利用者数の増加を見込みます。

(数値は各年度3月)

| サービス種別 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 (見込み) | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|--------|-------------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画相談支援 | 第6期見込者数 | 1,350 | 1,375 | 1,400 | - | - | - |
| | 第6期利用者数 | 1,356 | 1,372 | 1,400 | - | - | - |
| | 第7期見込者数 | - | - | - | 1,443 | 1,487 | 1,533 |
| 地域移行支援 | 第6期見込者数 | 3 | 4 | 5 | - | - | - |
| | 第6期利用者数 | 0 | 0 | 1 | - | - | - |
| | (再掲:精神障がい者) | (0) | (0) | (1) | - | - | - |
| | 第7期見込者数 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| | (再掲:精神障がい者) | - | - | - | (1) | (1) | (1) |
| 地域定着支援 | 第6期見込者数 | 11 | 13 | 15 | - | - | - |
| | 第6期利用者数 | 9 | 10 | 9 | - | - | - |
| | (再掲:精神障がい者) | (7) | (7) | (6) | - | - | - |
| | 第7期見込者数 | - | - | - | 9 | 9 | 9 |
| | (再掲:精神障がい者) | - | - | - | (6) | (6) | (6) |

5 「障害児相談支援」のサービス利用見込者数

本市では、障害児通所支援サービスを利用する全ての障がいのある子どもに、

障害児支援利用計画が作成されています。

第7期計画期間も引き続き、障害児支援利用計画に基づき、障害児相談支援事業所との連携による適切なサービス利用を支援することで、利用者数の増加を見込みます。

(数値は各年度3月)

| サービス種別 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 (見込み) | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|-------------|---------|------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 障害児 相談支援 | 第6期見込者数 | 430 | 440 | 450 | - | - | - |
| | 第6期利用者数 | 473 | 546 | 617 | - | - | - |
| | 第7期見込者数 | - | - | - | 649 | 683 | 718 |

6 「障害児通所支援」のサービス利用見込量

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援は、事業所の増加も相まって、利用者及び利用回数が増加傾向にあります。

第7期計画期間においても、障害児支援利用計画に基づき、これらのサービスの利用増加を見込みます。

(数値は各年度3月)

| サービス種別 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 (見込み) | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|---------------------|-------------------|------------|------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 児童発達 支援 | 第6期見込日数 | 1,498 | 1,542 | 1,586 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 1,495 | 1,628 | 1,721 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 (利用者数) | - (239) | - (248) | - (262) | 1,849 (281) | 1,986 (302) | 2,134 (324) |
| 医療型児 童発達支 援 | 第6期見込日数 | 8 | 8 | 8 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 (利用者数) | - (0) | - (0) | - (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 放課後等 デイサー ビス | 第6期見込日数 | 2,242 | 2,349 | 2,456 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 2,806 | 3,149 | 3,460 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 (利用者数) | - (346) | - (398) | - (437) | 3,906 (493) | 4,409 (557) | 4,977 (629) |
| 保育所等 訪問支援 | 第6期見込日数 | 37 | 45 | 53 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 10 | 43 | 77 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 (利用者数) | - (4) | - (30) | - (54) | 123 (86) | 123 (86) | 123 (86) |
| 居宅訪問 型児童発 達支援 | 第6期見込日数 | 20 | 30 | 40 | - | - | - |
| | 第6期利用日数 | 0 | 0 | 6 | - | - | - |
| | 第7期見込日数 (利用者数) | - (0) | - (0) | - (1) | 12 (1) | 12 (1) | 12 (1) |

第6章 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の地域での生活を支える事業を、市町村が地域の特性や実情に応じて柔軟に実施するものです。

「相談支援事業」や「意思疎通支援事業」など国が定める必須事業のほか、市町村の判断により、障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援するために必要な事業を任意事業として実施します。

1 実施する事業の内容

本市では、第7期計画期間中に、次の事業を実施します。

なお、必須事業のうち、基幹相談支援センター等機能強化事業及び地域活動支援センター機能強化事業は、地域住民からの相談を地域全体の支援機関や関係者が断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の構成事業として位置付けます。

<必須事業>

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、指導などを行うとともに、障がいのある人と障害福祉サービス事業者との連絡調整などを行います。

① 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、主任相談支援専門員や社会福祉士等の特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。

② 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいな

い等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援体制の構築について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用に要する費用を支援することにより、権利擁護を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し、手話通訳及び要約筆記の派遣事業等により、意思疎通の円滑化を図ります。また、視覚に障がいのある人の意思疎通を支援する代筆・代読支援員派遣事業に取り組みます。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活用具や住宅改修費の給付などにより、日常生活上の便宜を図り、在宅福祉を増進します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人の日常生活や社会生活を支援するために、手話で日常会話ができる程度の技術を持つ人を養成します。

(8) 移動支援事業

障がいのある人に対し、移動介護、視覚障害者ガイドヘルパー派遣、リフト付き乗用車による送迎、リフト付きマイクロバスの運行により、社会参加の促進を図ります。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを通じ、地域生活での支援の充実を図ります。

<任意事業>

(1) 福祉ホーム運営事業

福祉ホームにおいて、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要なサービスや支援を提供します。

(2) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し、移動入浴車による訪問により、居室において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

(3) 生活訓練事業

喉頭摘出者に対し、食道発声法、電気発声法などにより発声訓練を行い、生活の質の向上、社会復帰の促進を図ります。

(4) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

(5) 社会参加促進事業

障がいのある人の社会参加を支援するための事業を実施します。

・奉仕員養成事業

要約筆記奉仕員、点訳奉仕員・録音図書奉仕員

・点字・声の広報等発行事業

・自動車運転免許取得、自動車改造費助成事業

(6) 地域移行のための安心生活支援

障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や地域定着を支援することを目的に、地域生活を支援するためのサービス提供体制の調整を図るコーディネーターの配置を検討します。

2 各年度におけるサービス量の見込み

＜必須事業＞

| サービス体系 | 単 位 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|---------------------|-----------------------------|-------|------|------|------|---------------|---------------|---------------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2 | 第6期計画 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2 | 第6期計画 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 2 | 2 | 2 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 相談支援事業 | | | | | | | | |
| 障害者相談支援事業 | 実施見込か所数 | 第6期計画 | 7 | 7 | 7 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 7 | 7 | 7 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 7 | 7 | 7 |
| 基幹相談支援センター | 実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2 | 第6期計画 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 市町村相談支援事業 機能強化事業 | 実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2 | 第6期計画 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2 | 第6期計画 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 2 | 2 | 2 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 2 | 2 | 2 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2 | 第6期計画 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 意思疎通支援事業 | | | | | | | | |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実利用見込者数 | 第6期計画 | 60 | 60 | 60 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 62 | 63 | 60 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 60 | 60 | 60 |
| 手話通訳者設置事業 | 実登録見込者数 | 第6期計画 | 22 | 23 | 24 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 21 | 21 | 19 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 20 | 20 | 20 |
| 日常生活支援用具給付事業 | | | | | | | | |
| 介護・訓練等支援用具 | 給付件数 | 第6期計画 | 2 | 2 | 2 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 8 | 9 | 2 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 2 | 2 | 2 |
| 自立生活支援用具 | 給付件数 | 第6期計画 | 22 | 22 | 22 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 24 | 19 | 11 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 20 | 20 | 20 |
| 在宅療養等支援用具 | 給付件数 | 第6期計画 | 15 | 15 | 15 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 9 | 18 | 29 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 30 | 30 | 30 |
| | | | | | | | | |

| サービス体系 | | 単 位 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|-----------------|----------|-------|--|-------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|
| 情報・意思疎通支援 用具 | 給付件数 | 第6期計画 | | 50 | 50 | 50 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | | 24 | 21 | 20 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | | - | - | - | 25 | 25 | 25 |
| | 給付件数 | 第6期計画 | | 4,500 | 4,500 | 4,500 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | | 4,222 | 4,106 | 4,335 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | | - | - | - | 4,400 | 4,400 | 4,400 |
| | 給付件数 | 第6期計画 | | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | | 3 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 手話奉仕員養成事業 | 登録者数 | 第6期計画 | | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | | 0 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 移動支援事業 | 実利用見込者数 | 第6期計画 | | 107 | 112 | 117 | - | - | - |
| | 延利用見込時間数 | | | 5,702 | 5,968 | 6,235 | - | - | - |
| | 実利用見込者数 | 第6期実績 | | 92 | 120 | 134 | - | - | - |
| | 延利用見込時間数 | | | 4,174 | 3,985 | 4,459 | - | - | - |
| | 実利用見込者数 | 第7期計画 | | - | - | - | 139 | 145 | 151 |
| | 延利用見込時間数 | | | - | - | - | 4,640 | 4,829 | 5,026 |
| 地域活動支援センター | 実施か所数 | 第6期計画 | | 2 | 2 | 2 | - | - | - |
| | 実利用見込者数 | | | 123 | 123 | 123 | - | - | - |
| | 実施か所数 | 第6期実績 | | 2 | 2 | 2 | - | - | - |
| | 実利用見込者数 | | | 76 | 88 | 88 | - | - | - |
| | 実施か所数 | 第7期計画 | | - | - | - | 2 | 2 | 2 |
| | 実利用見込者数 | | | - | - | - | 88 | 88 | 88 |

<任意事業>

| サービス体系 | 単 位 | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 (見込み) | R7年度 (見込み) | R8年度 (見込み) |
|----------------|-----------------------------|----------------|------|------|------|---------------|---------------|---------------|
| 福祉ホーム運営事業 | 設置見込数 | 第6期計画 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 訪問入浴サービス事業 | 実利用見込者数 | 第6期計画 | 3 | 3 | 3 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 2 | 2 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 2 | 2 | 2 |
| 生活訓練事業 | 実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2 | 第6期計画 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 日中一時支援事業 | 利用人数 | 第6期計画 | 36 | 38 | 40 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 41 | 39 | 40 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 41 | 42 | 43 |
| 社会参加促進事業 | | | | | | | | |
| 点字・声の広報発行事業 | 「広報おたる」発行回数 | 第6期計画 | 12 | 12 | 12 | - | - | - |
| | | 「小樽市議会だより」発行回数 | 4 | 4 | 4 | - | - | - |
| | 「広報おたる」発行回数 | 第6期実績 | 12 | 12 | 12 | - | - | - |
| | | 「小樽市議会だより」発行回数 | 4 | 4 | 4 | - | - | - |
| | 「広報おたる」発行回数 | 第7期計画 | - | - | - | 12 | 12 | 12 |
| | | 「小樽市議会だより」発行回数 | - | - | - | 4 | 4 | 4 |
| 奉仕員養成事業 | | | | | | | | |
| 手話奉仕員養成事業 | 受講人数 | 第6期計画 | 30 | 30 | 30 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 19 | 22 | 18 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 25 | 25 | 25 |
| 要約筆記奉仕員養成事業 | 受講人数 | 第6期計画 | 2 | 2 | 2 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 1 | 2 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 2 | 2 | 2 |
| 点訳奉仕員養成事業 | 受講人数 | 第6期計画 | - | 10 | - | - | - | - |
| | | 第6期実績 | - | 2 | 4 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 10 | 10 | 10 |
| 録音図書奉仕員養成事業 | 受講人数 | 第6期計画 | 10 | - | 10 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 9 | 5 | 2 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 10 | 10 | 10 |
| 自動車運転免許取得費助成事業 | 助成件数 | 第6期計画 | 3 | 3 | 3 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 1 | 0 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 自動車改造費助成事業 | 助成件数 | 第6期計画 | 3 | 3 | 3 | - | - | - |
| | | 第6期実績 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 第7期計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |

第7章 その他障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための方策

1 権利擁護の推進

(1) 虐待の防止

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、虐待防止に係る取組には、福祉、保健・医療、教育、雇用など広範な分野の連携が必要です。

小樽市では、福祉保険部内に「小樽市障害者虐待防止センター」を設置し、「小樽市虐待防止対応マニュアル」に基づき、北海道などと連携し、住民等からの虐待に関する通報等に速やかに対応しています。

また、小樽警察署や法務局等の関係機関からなる「小樽市障害者虐待防止・差別解消連携協議会」を定期的開催するとともに、関係機関のネットワークを活用して、虐待の未然の防止、虐待発生時の迅速な対応、地域住民への啓発活動、関係機関・法人・団体などとの協力体制の整備を進め、虐待の防止に努めています。

(2) 差別解消法等への取組

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行（平成28年4月）に伴い、小樽市では、「職員対応要領」を作成し、職員による障がい者に対する「不当な差別的取扱い」の禁止や、「合理的配慮の提供」についての研修を行うなど、周知徹底に努めています。

また、既存の「小樽市障害者虐待防止等連携協議会」を、差別解消に向けた関係機関による協議の場としての役割を加えた「小樽市障害者虐待防止・差別解消連携協議会」に改め定期的開催することで、関係機関による情報共有等の体制整備を図っているほか、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から民間事業者の障がいのある人に対する合理的配慮の提供が法的義務化されることについて、周知に努めます。

なお、平成26年1月に批准された障害者権利条約に基づき、令和4年9月に国連障害者権利委員会から日本政府に対し、障がいのある人の地域移行やインクルーシブ教育等について改善勧告が出されました。

本市では、国や北海道と情報共有を図りながら、関係機関や障害福祉サービスを提供する事業者等と協力し、障がいのある人が差別を受けることなく、地域において自ら選択した生活を送ることができるよう、適切な支援体制について検討を図ります。

2 コミュニケーション支援の推進

本市では、平成30年3月に制定した「小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例」及び「小樽市手話言語条例」に基づき、市民や事業者に対して、障がいのある人のコミュニケーション手段には手話、点字、要約筆記、音訳、平易な表現など多様なものがあることを市民に広げるとともに、令和4年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」に基づき、電話リレーサービス等の情報通信技術を利用したサービスや障がいの特性に応じた多様な手段を利用できる環境整備を図ります。

また、コミュニケーションを支援する手話通訳者や点訳者、要約筆記者などの養成研修を実施し、その担い手の育成に努めます。

3 心のバリアフリーの推進

外見からは障がいがあるとか配慮を必要としていることなどが分かりにくい方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる環境づくりとして、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及啓発を図ります。

併せて、障がいのある人への理解を深め、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互理解のためにコミュニケーションを取り、支え合う「心のバリアフリー」の普及啓発に、引き続き取り組みます。

4 障害福祉人材の確保・育成・定着への取組

障害福祉の職場は、人と人が関わり支え合う、やりがいと魅力のある職場です。また、高齢化が進む中で支援を必要とする人々を支える仕事の重要性は高まっており、今後も安定的に、質の高い障害福祉サービスを提供するためには、人材の確保・育成・定着を図っていくことが求められています。

このため、北海道や小樽市社会福祉協議会、障害福祉サービスを提供する事業者、関係機関等と情報共有・連携強化を図りながら、障害福祉の職場の魅力発信、実習生やインターンシップの受入れ、研修の機会の充実、働きやすい職場環境づくり及びICTやロボットの導入による職員の負担軽減等の取組について検討を行います。

第8章 計画の推進等

1 連携・協力の確保

障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業などの見込量を確保するためには、地域全体で障がいのある人を支える力を高め、福祉、保健・医療、教育、雇用など広範な分野の連携が必要になります。

このため、「小樽市障がい児・者支援協議会」を中心とした関係者のネットワークづくり、地域住民への啓発活動、関係機関・法人・団体などの協力体制の整備を進め、事業の推進に努めます。

併せて、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、引きこもりや8050問題等も含めた地域住民の困りごとや相談を地域全体の支援機関や関係者が連携して解決につなげるため、子育て世代包括支援センター等の子ども・子育てに関する相談機関、地域包括支援センター、生活支援課、福祉総合相談室自立支援グループ、保健所、教育委員会等の地域の相談・支援機関や関係機関、関係部局と緊密に連携して、重層的な支援体制の構築に努めます。

2 計画の点検・評価

毎年度、障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業などに係る施策や事業について、その進捗状況を点検・評価するとともに、「小樽市障がい児・者支援協議会」の意見などを踏まえ、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に反映させます。

また、障がい福祉計画等における成果目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、国等の障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、「小樽市障がい児・者支援協議会」において分析及び評価を行います。

3 情報提供

障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業などに関する情報のほか、保健、医療、福祉に関する様々な情報について、広報（点字版・音声版を含む。）やパンフレット、障がい者ハンドブック、ホームページ、アプリなどを活用した情報提供の充実を図ります。

第7期小樽市障がい福祉計画
第3期小樽市障がい児福祉計画

令和6年3月発行

小樽市福祉保険部
福祉総合相談室（障害福祉グループ）
小樽市花園2丁目12番1号
電話 0134-32-4111（市役所代表）
FAX 0134-22-6915（障害福祉グループ直通）
メールアドレス syogai-fukusi@city.otaru.lg.jp